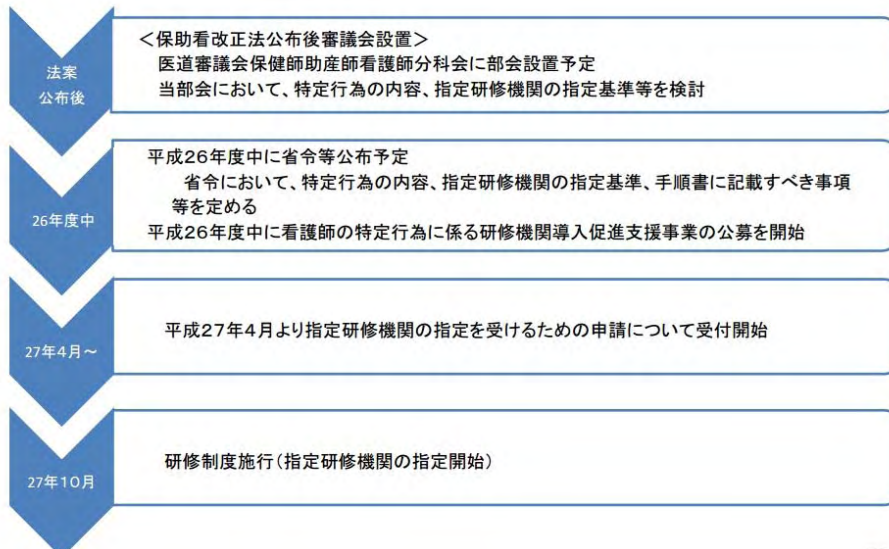


# ○特定行為を行うことができる看護師の活用

施行までのスケジュール（イメージ）

※定められた範囲内で  
診療診断業務に対応可能



全国会議（平成26年7月28日）資料，  
 「医療介護総合確保推進法等について」，  
 P76.  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000526\\_10\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000526_10_1.pdf)



## 指定研修機関を指定する際の特定行為区分と区分に含まれる行為のイメージ

※研修機関は、下記の特定行為区分を研修の最小単位として指定する。  
 ※特定行為の内容については、法律に基づき、医道審議会において検討した上で決定することとしており、以下の全てが特定行為に含まれることが決定しているわけではない。

特定行為区分 (研修の最小単位)	特定行為区分に含まれる行為	特定行為区分 (研修の最小単位)	特定行為区分に含まれる行為
呼吸器関連（気道確保に係る行為）	経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節 経口・経鼻気管挿管の実施 経口・経鼻気管挿管チューブの抜管	創傷管理関連	褥瘡の血流のない壊死組織のシャープデブリドマン 創傷の陰圧閉鎖療法の実施 褥瘡・慢性創傷における腐骨除去
呼吸器関連（人工呼吸療法に係る行為）	人工呼吸器モードの設定条件の変更 人工呼吸器管理下の鎮静管理 人工呼吸器装着中の患者のウィーニングの実施 NPPV（非侵襲的陽圧換気療法）モード設定条件の変更 気管カニューレの交換	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴投与中薬剤（降圧剤）の病態に応じた調整 持続点滴投与中薬剤（カテコラミン）の病態に応じた調整 持続点滴投与中薬剤（利尿剤）の病態に応じた調整 持続点滴投与中薬剤（K、Cl、Na）の病態に応じた調整 持続点滴投与中薬剤（糖質輸液、電解質輸液）の病態に応じた調整
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺による採血 換骨動脈ラインの確保	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	病態に応じたインスリン投与量の調整
循環器関連	「一時的ペースメーカー」の操作・管理 「一時的ペースメーカーリード」の抜去 POPS（経皮的心肺補助装置）等補助循環の操作・管理 大動脈内バルーンパンピング離脱のための補助頻度の調整 急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作・管理	栄養・水分管理に係る薬剤投与関連	脱水の程度の判断と輸液による補正 持続点滴投与中薬剤（高カロリー輸液）の病態に応じた調整
ドレーン管理関連	腹腔ドレーン抜去（腹腔穿刺後の抜針含む） 胸腔ドレーン抜去 胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更 心囊ドレーン抜去 創部ドレーン抜去 硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整	栄養に係るカテーテル管理関連	中心静脈カテーテルの抜去 PICC（末梢静脈挿入式静脈カテーテル）挿入
		精神・神経症状に係る薬剤投与関連	臨時薬剤（抗けいれん剤）の投与 臨時薬剤（抗精神病薬）の投与 臨時薬剤（抗不安薬）の投与
		感染に係る薬剤投与関連	臨時薬剤（感染徴候時の薬剤）の投与
		皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤等の皮膚漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施
		ろう孔管理関連	胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換

※研修機関によっては、特定行為の区分を2つ以上組み合わせることもありうる。

全国会議（平成26年7月28日）資料，  
 「医療介護総合確保推進法等について」，  
 P74.  
[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000526\\_10\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000526_10_1.pdf)

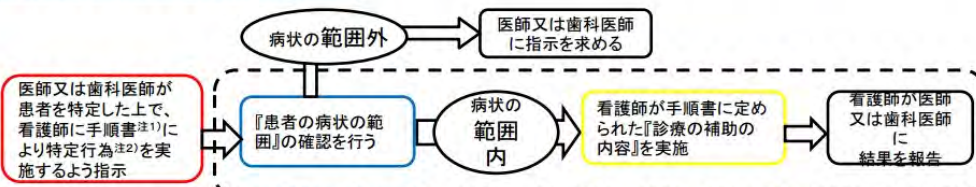


## 特定行為に係る看護師の研修制度について

### 制度創設の必要性

- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助(例えば、脱水時の点滴(脱水の程度の判断と輸液による補正)など)を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的である。

### 特定行為に係る研修の対象となる場合



- 注1) 手順書: 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書であって、看護師に診療の補助を行わせる『患者の病状の範囲』及び『診療の補助の内容』その他の事項が定められているもの。
- 注2) 特定行為: 診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるもの。
- 現行と同様、医師又は歯科医師の指示の下に、手順書によらないで看護師が特定行為を行うことに制限は生じない。
  - 本制度を導入した場合でも、患者の病状や看護師の能力を勘案し、医師又は歯科医師が直接対応するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は医師又は歯科医師が行うことに変わりはない。

### 指定研修修了者の把握方法

研修修了者の把握については、厚生労働省が指定研修機関から研修修了者名簿の提出を受ける(省令で規定することを想定)。

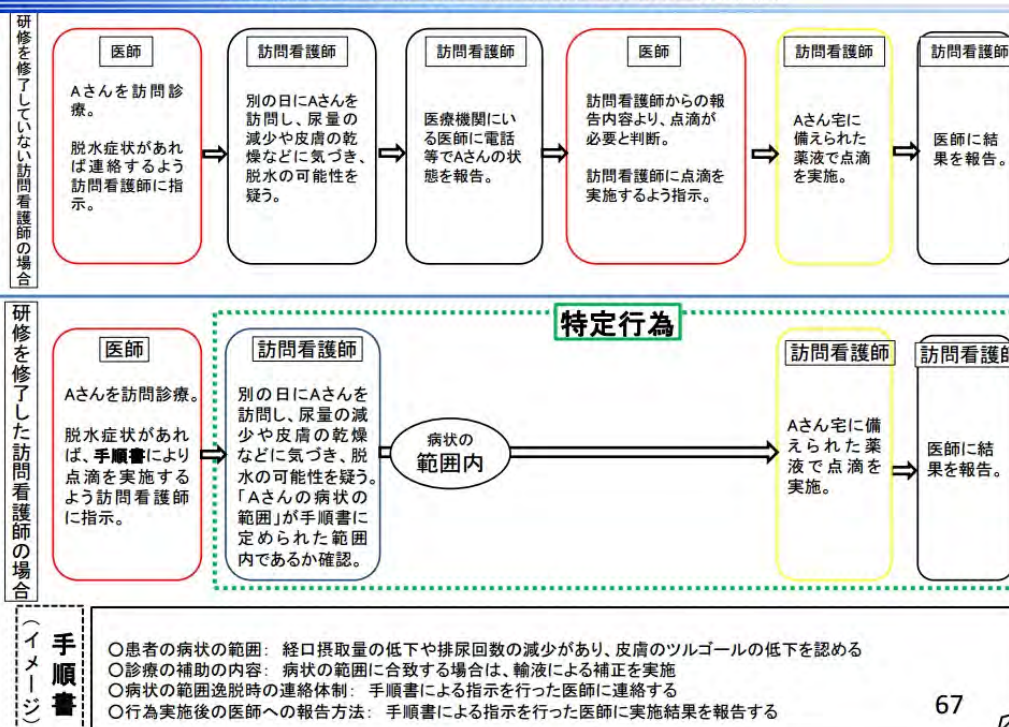
### 制度の施行日

平成27年10月1日

全国会議(平成26年7月28日)資料, 「医療介護総合確保推進法等について」, P72. [http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/000052610\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/000052610_1.pdf)



## 在宅療養中の脱水をくり返す患者Aさんの例



研修を修了していない訪問看護師の場合

研修を修了した訪問看護師の場合

(イメージ) 手順書

- 患者の病状の範囲: 経口摂取量の低下や排尿回数の減少があり、皮膚のツルゴールの低下を認める
- 診療の補助の内容: 病状の範囲に合致する場合は、輸液による補正を実施
- 病状の範囲逸脱時の連絡体制: 手順書による指示を行った医師に連絡する
- 行為実施後の医師への報告方法: 手順書による指示を行った医師に実施結果を報告する

全国会議(平成26年7月28日)資料, 「医療介護総合確保推進法等について」, P73. [http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/000052610\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/000052610_1.pdf)

